



長崎と切支丹

長崎
立
長
立
長
立

永山
時英

一、開港

長崎港は自然の良港であつて、決して人工的の港ではない。自然の防波堤たる四方の山々や、水深く波靜にして、大船巨舶の碇泊に便利なる港内の海面は、幾千年の昔から今日の現状と大なる差違が無かつたことは、疑ふべからざる所である。加之地理上の位置から見ても、潮流の關係から考へても、日支交通の要港たる資格を、豊富に備へてゐるのである。かくも理想的なる一大良港が、遺唐時代の古から倭寇全盛の時代に至るまで、少しも利用せられた形跡がないといふことは、殆ど信すべからざる一大不可思議である。而かも事實はその通りであつた。

永祿五年（西曆一五六二年）大村純忠は、あらゆる優遇の方法を講じて、ポルトガル船をその領内の港に誘致したのであつたが、その時彼は長崎港には一顧をだも興へずして、狹隘不便なる櫛瀬浦を以て、その貿易港と定めた。そして永祿六年櫛瀬浦を滅以來、大村領内に良港を索めつゝ、あつたポルトガル人も、亦同八年に至り福田浦を以て貿易港と定め、長崎は顧みなかつた。福田浦は長崎浦外に在る一小港で、海底淺くして大船の碇泊に不便なるのみならず、風波を防ぐの設備もない所である。彼等は何故に、天下の良港たる長崎港を眼前に眺めながら、そこには入津せずして、殆ど一顧の價だもなき福田浦に、入津するこゝになつたのであらうか。

斯く考へ來れば、今を去るこゝ約三百六十年前までは、長崎港の良港たるこゝが、何人にも氣付かれなかつたこと推定するの外は無い。斯くの如きは、一見不可解のこゝのやうであるけれども、併しながら熟々舊記や傳説等に據つて、當時の長崎の地勢を考ふるに、さもありつらんと言ふべきではない。

長崎市を縦貫せる今の國道筋は、昔は遠く海中に突出せる、帶の如く細長き半島であつて、その上には一條の通路がその突端まで縦貫せるのみで、左右には樹木が鬱蒼として茂生し、人家などは殆どなかつたらしい。そしてその兩側なる今の長崎市目貫の市街地は、淺瀬を以て滿たされたる入江で、その沿岸は多くは葦原や、鹽濱なごであつたらしい。尤も長

崎といふ城下町は、永祿十二年から翌元龜元年まで、同地に布教したガスバル・ウイセラが「盛大なる町である」と報告してゐる位であるから、相當に繁昌してゐたに相違ないけれども、その所在地は今の櫻馬場の邊であつて、今の海岸からは一里許りも奥に引込んだ所にあつたのである。

地勢が右の通りであつたミすれば、良港と認められなかつたのも、無理からぬことかと思はるゝのである。果して然らば、如何にして長崎港の良港たるこゝが、世間に認めらるゝやうになつたかといふに、それは耶穌會の宣教師等が、布教根據地を建設せんとした、熱心なる努力の結果であつた。長崎に基督の福音が初めて傳へられたのは、永祿十年（一五六七年）であつた。是歲耶穌會のイルマン・ルイス・アルメイダは同會の長老コスモ・デ・トルレスの命を奉じて初めて長崎に布教し、頗る良好なる成績を擧げた。翌永祿十一年（一五六八年）志岐發イルマン・ミゲル・バズの書翰に左の一節がある。

バードレ・コスモ・デ・トルレスは昨年イルマン・ルイス・アルメイダを長崎に派遣した。その地の領主はドン・ベルトラメウ（大村純忠の教名）の臣下で、已に切支丹であつたが、イルマンは同所で多數の切支丹を得た。

右の手紙にその地の領主とあるは、多分長崎甚左衛門であらうが、彼は恐らく永祿六年に、大村純忠と共に横瀬浦で、洗禮を受けた二十五人の重臣の一人であつたらう。

長崎の布教は最初から、その成績が良好であつたミ見えて、永祿十一年にイルマン・ルイス・アルメイダが司教ドン・ベルシヨウル・カルネイロに贈つた手紙に、左の一節がある。

ドン・ベルトラメウの臣下の領地なる長崎に於ては、數回同地に赴きたるイルマン等、嘗て我等の主の爲めに大に盡すこゝを得た。同地の名譽の地位に在る者一同は、五百人の平民と共に我が聖教に歸依し、信仰を持續して、好き生活の模範と良き風習を示した。その附近に數ヶ所の村落があるが、そこにも亦多數の切支丹が居て、長崎の教會に來て教を受けてゐる。

永祿十二年（一五六九年）にはバードレ・ガスバル・ウイレラが長崎に傳道し、初年度に千五百人の信者を得て、之に洗禮を施し、領主長崎甚左衛門から貰つた佛教寺院を改造して、トードス・オス・サントス寺を建てた。長崎の舊記にあるトードのサンタ寺が即ち是である。そしてその所在地は長崎氏の居城「城の古跡」の麓なる、今の春徳寺の邊であつた。ガルバル・ウイレラは千五百七十一年（元龜二年）二月四日附で、コチンから本國に送つた書翰の一節に、左の如く述べてゐる。

予は千五百六十九年（永祿十二年）から千五百七十年（元龜元年）まで、二年の間長崎に在留した。この町はドン・ベルトラメウ（大村純忠）の臣下なる切支丹武士の所領で、盛大な町である。予が初めてこの町に到りし時、彼は予に一字の佛教寺院を興へて、そこに宿泊せしめた。彼の意思は予をして之を、教育堂に改造せしむるにあつたけれども、予は之に收容すべき切支丹の出來るまで、工事に着手することを見合せ、先づ不取敢この地の異教徒を集めて、之に説教を試みた。第一回の説教の時までは、彼等は餘り喜ばぬやうであつたけれども、予は神の御慈悲を確信しつゝ、第二回の説教に彼等を招きしに、我等の主は大に彼等を善導し給ひけるにや、彼等は盛に種々の質問なごを試みたる後、遂に眞理を悟り、愛の心を以て予のいふ所を納得した。そこで予は二百人乃至四百人宛、數回に分ちて彼等に洗禮を授けたが、その數初年度に於て千五百人に達した。依て千五百六十九年、彼の武士から貰つた所の佛教寺院をさりとつして、貧弱なれども甚だ麗はしき會堂を建設し、之をトードス・オス・サントスに獻上した。それより諸人の信仰が大に加はり、彼等を生來の暗黒界から、救ひ出し給ひたる恩に對して、盛に主を稱讃しつゝ、あつたが、彼等は遂に主に對して、感謝の誠意を表せんが爲めに、此地に在る佛教寺院を悉く破壊した。

是時に當りポルトガル船は、長崎港外なる福田浦に入津しつゝ、あつたが、同地は土地狹隘にして、布教根據地となすに適せざるのみならず、港灣も亦前述の如く不良にして、風波を防ぐに足らぬので、去る永祿八年以來同地に在つて、宗務に従事しつゝ、あつた伴天連メルシヨウル・デ・フィグレドは、別に安全なる碇泊地を有する布教根據地を、物色するの必

要を認め、數隻の小舟を率ゐ、一人の按針役を伴つて、附近の津々浦々を測量した結果、初めて長崎が大船巨舶の碇泊に適する安全なる良港たるを發見した。そしてそこには、千五六百人の切支丹を有する長崎町があり、海岸地帯も亦市街地を建設するに足ることを認めたので、最良の布教根據地たりとの斷案を下した。かゝる所に耶蘇會の長老フランシスコ・カプラルが、コスモ・デ・トルレスの後任として來朝し、福田を経て長崎に渡來した。彼も亦フイゲレドミ同感であつたに相違ない。

そこで元龜元年（一五七〇年）伴天連等は、領主大村純忠と交渉の上、布教根據地を長崎に設けるとになり、居を長崎に移すことになつたので島原、五島、志岐、博多、山口、横瀬浦等の各地から、切支丹等の長崎に移居する者が多かつた。

かゝる所に諫早の領主西郷對馬守時勢は、兵を起して大村領に攻め入り、頻りに大村氏の軍を破り、一時は大村純忠戦死の訛傳さへ傳はり、且つ西郷氏は主力を擧げて、長崎氏を攻むるの豫定であるといふことが知れたので、長崎甚左衛門は籠城の準備を怠ぎ、家臣等と協議の上、伴天連及びポルトガル人等に、保護を加ふるの餘力なき旨を言明した。

是に於て伴天連及びポルトガル人等は、要塞を築きて自ら保護するの外他に策なきを知り、切支丹等を召集して協議の結果長崎の岬に一つの要塞を設くるの件を議決し、直に工事に着手した。フロイスはこの要塞の築かれた所が、即ち今の長崎であるといつてゐるが、後年耶蘇會本部の設立せられた所、即ち今の長崎縣廳所在地の邊に、要塞が設けられたものと思はるゝ。かくて伴天連等は切支丹等と共に、晝夜兼行で要塞の完成を急いだのであつたが、間もなくこの要塞に長崎氏の居城とは、敵の襲撃を受けて一時は非常な苦境に陥つた。

或時西郷時勢の弟なる深堀の領主深堀中務少輔純賢は、大軍を起して長崎氏を攻め、勝に乗じてその居城を焼いた。この時兵燹は城下の民屋に及び、そこにあつた天主堂も烏有に歸した。この天主堂といふは、恐らくトードス・オス・サントス寺であつたらう。深堀勢は大捷を得て凱旋の歸途、上船せんが爲めに伴天連等の立籠れる要塞の前を過ぎ、大聲を放ちて要塞内の切支丹等を嘲弄した。是時要塞内には諸國から來り集つた切支丹武士も多かつたが、彼等は遙に天主堂の深

堀勢の爲めに燒かる、を見て、斷腸の思を爲しつゝ、ある最中であつたから、之を聞いて憤慨に堪へず、伴天連等の制止も聞かずして、俄に塞門より突出し、先を争つて奮戦力闘したので、深堀軍は不意の襲撃に爲す所を知らず、遂に算を亂して潰走するに至つた。

其後戦争終局を告ぐるや、各地の切支丹や商賈の長崎に來集するもの益々多く、遂に今の縣廳所在地附近に、島原町（明治五年明治天皇が龍駕を此町内なる高木氏の邸に駐めさせられたので、之を記念し奉る爲めに萬歳町と改名せられた）、大村町、外浦町、平戸町、文知町（後外浦町に合併）横瀬浦町（後平戸町に合併）の六町が出来て、旅館その他の準備も整ふたので、翌元龜二年（一五七一年）からポルトガル船が入津して、貿易を營むこととなつた。千五百七十一年（元龜二年）十月八日附、志岐發、イルマン・ミゲル・バズの書翰に左の一節がある。

時節到來して支那から商船（ポルトガル商船をいふ）三、ジャンク船一隻が、長崎でふドン・ペルトラメウの新しき港に着いた。この港には、各地で信仰の爲めに虐待せられて、追放せられた切支丹が來集したので、本年俄に多數の人口を得た。

以上は長崎開港沿革の概要であるが、之によれば長崎は、伴天連の開教によりて、初めて世間に紹介せられ、伴天連の測量によりて、初めてその良港たることが發見せられ、伴天連等の協議によりて、布教根據地と定められ、伴天連の盡力によりて、ポルトガル船の貿易港となつたのであつた。そしてその住民は、開港前に已に切支丹となりて、神社佛閣などを破壊する程の篤信者となり、開港後來り集つたものも、多くは切支丹であつた。されば開港の當初から、伴天連等は政教兩方面の實權を握つてゐたことは、想像に難からざる所である。

二、布教根據地としての長崎

耶蘇會の宣教師等は、永祿五年（一五六二年）横瀬浦を布教根據地と定め、領主大村純忠と交渉の結果、同地に於ける

政教の實權を獲得したのであつたが、翌六年同港全滅の後、之に代るべき土地の發見に力め、元龜元年（一五七〇年）長崎港を發見して布教根據地と定め、その目的を達成したことは、前節に述べた通りであつた。

長崎の開港に際しては、橫瀬浦開港の時の如く、伴天連等が成文の條約によりて、持權を獲得した形跡は無いやうである。併し開港の由來が、前節に述べた通りであつたから、耶蘇會の宣教師等は、宗教上は勿論政治上に於ても、開港當時から偉大なる權力を保有して居たことは、殆ど疑ふの餘地がない。併しながら名義上に於ては、何等政治上の權利を有しなかつたのであつたが、天正八年（一五八〇年）頃に至りては、政治上に於ても名義共に、絶大の權力を獲得することになつた。

長崎に於ける政權移動の由來に就ては、日本側に傳はる史料と、西洋側に傳はる史料との間に、大なる差違がある。千五百八十年（天正八年）十月二十日附、ロレンメ・メシヤより耶蘇會總長宛の書には、左の一節があつて、大村純忠は自發的に、多年の功勞に對して感謝の誠意を表する爲め、長崎及び茂木の地上權を、耶蘇會に寄贈したと述べてゐる。

第二（教會）は海港長崎に在るが、ドン・ペルトラメウは本會から受けた利益の大なるを認めて、此港に附近の一ヶ所（茂木を指す）を本會に寄附し、本會が之を受納する旨を回答するや、大に満足の意を表した。但し此港に入津する船舶と商品とに課する税金は、之を大村家に保留するといふことである。

一定の土地を神社佛閣に寄附することは、古來その例に乏しからぬのであるから、右の如きこともあり得ないことではない。併し大村家覺書には大略左の如き意味の記事を掲げ、負債を辨償すること能はざりしが爲めに、抵當流となりて、耶蘇會の爲めに、長崎を奪はれたりと記述し、同會の横暴に對して憤慨の意を漏らしてゐる。

開港の初大村純忠は、財政上不如意であつた爲めに、長崎甚左衛門をして長崎及びその附近の村落を擔保として、耶蘇會から巨額の金錢を借用した。然るに期に至りて償却するを得ずして、返済の猶豫を誦ひしに、同會の宣教師等は他の資金なれば兎に角なれど、此金は布教資金の内より支出したるものなれば、猶豫成りがたしめて督促嚴重を極め

現金を以て返済するこゝ能はざれば、そが擔保たる土地を提供せよと追つた。純忠は大に憤鬼等の横暴を怒り、他品なれば兎に角、土地を外人に付與するこゝは、到底應じがたき所なりとて之を拒み、兩者の間に容易ならぬ葛藤が始まつた。大村純忠の實兄有馬義貞（鳥原の領主）は熱心な切支丹であつたが、この有様を見て大に驚き、兩者の間に調停を試みたので、純忠も漸くその已むを得ざるを覺り、遂に心ならずも長崎及びその附近を耶蘇會に附與した。

右に述べた兩史料には一見した所では、根本的の相違點があるやうであるけれども、更に考一考すれば兩史料は、共に事實の半面を物語つてゐるもの、やうに思はる。換言すれば事件の實際は、日本側の史料に記述されてゐる通りであつたけれども、表面的の讓與の形式は、西洋側の史料に記述されてゐる通りであつたかと思はる、のである。さう考ふれば前述の通りの報告が、耶蘇會總長に向つてなされたこと、何の不思議もないことである。

事件發生の年月は日本側の史料では、或は天正元年の出來事とし、或は同五年の出來事としてあるが、西洋側の史料では、明確には分らぬけれども天正八年、即西曆千五百八十年の出來事であつたやうに見える。天正元年か同五年に起つた一大事件を、天正八年に至つて初めて報告したことは考へられないのである。この點に於ては西洋側の史料が根本史料で、日本側の史料は編纂物であるから、前者を信するのが當然であらう。

かくて天正八年（一五八〇年）には、長崎に於ける政教の實權が、名實共に耶蘇會の有に歸したのであつたが、ヒルドレスに従へば、是歲教勢視察官（ヴィシダドル）アレキサンドロ・ワリニヤニは、長崎の伴天連等に勸めて同地に要塞を築き、その防備を嚴にせしめたので、是歲からポルトガルの商船は、全部長崎に集るこゝになつたといふことである。

長崎の舊記に據れば、此頃から長崎の住民は、全部切支丹に歸依すべく強要せられ、之に従はざれば體刑を科せられ、猶背せざれば退去を命ぜられ、神社佛閣も悉く破壊せられたといふことである。長崎の住民は前節にも述べたやうに、開港當時から皆切支丹であつたのであるから、天正の頃まで異教徒が残存したといふことは、不思議であるけれども、若しこれがあつたか、又は他から異教徒が移り來つたことすれば、當時の布教者は絶對的に他宗を排斥して、決して共存を許

さなかつたのであるから、それ位の迫害は無論行はれたに相違ない。神社佛閣は永祿十二年に遂に破壊せられ、天正二年には大村純忠が領内の佛教寺院を、悉く教會と化したといふことであるから、天正八年以後まで残存した筈がないけれども、若し存続したものがあつたミすれば、無論破壊されたに相違ない。

かくて長崎は全然切支丹化せられ、その土地人民に對して伴天連等が、絶大の威力を振ふことになつたが、天正十五年に至り、稀世の英傑豊臣秀吉によりて、一大鐵槌が伴天連等の頭上に加へられ、政治上に於ける彼等の勢力は、一朝にして地を拂ふに至つた。併しながら精神界に於ける彼等の潜勢力は、依然として存続し、その後久して爲政者の頭腦を悩ましたのであつた。

三、秀吉の鐵槌

前節に述べた如く、耶蘇會の伴天連等は、長崎に於ける政教の實權を握り、恰も我が帝國の領土内に、ローマ法皇領の出現を見るが如き、奇觀を呈したけれども、當時九州は猶ほ群雄割據の時代であつたから、誰一人として之に十分なる制裁を加へ、國家の威力を示し得る餘裕あるものはなかつた。

去りながら中央に於ては、織田豊臣の兩雄が相次で起り、天下統一の業が漸くその緒に就きつゝ、あつたが、天正十五年（一五八七年）三月に至りては、秀吉の大軍が關門海峡を渡りて九州に入り、同年五月には九州統一の大業が完成した。そこで秀吉は太宰府に本營を進めて、九州諸侯の封土を定め、六月博多に移つた。是時耶蘇會の長老コエリヨが來つて秀吉に謁し、その戦勝を賀した。秀吉はその時まで、基督敎に對して何等の反感を有せず、又長崎の狀況に就いても、何等聞知する所がなかつたので、喜んで之を引見し、會談懇切を極めた。然るに間もなく長崎の實情を告ぐる者があつたので、驚いて調査せしめしに、その事實なることが明瞭となつた。是に於て秀吉は伴天連等の横暴を怒り、直に次の如き命令を發して、伴天連等に二十日間を限りて國外に退去すべしと命じた。

定

一、日本は神國たる處きりしたん國より邪法授候儀太以不可然事

一、其國郡之者を近付門徒になし神社佛閣を打破らせ前代未聞候國郡在所知行等給人に被下儀者當座之事候天下よりの御法度を相守諸事可得其意處下々しして猥義曲事事

一、伴天連其知惠之法を以心さし次第に檀那を持候被思召候へば如右日城之佛法を相破事曲事候條伴天連儀日本之地にはおかせられ聞敷候間今日より二十日之間に用意仕可歸國候其中に下々伴天連に不謂族申懸もの有之は曲事たるべき事

一、自今以後佛法のさまたげを不成輩は商人之儀は不及申いづれにてもきりしたん國より往還くるしからず候條可成其

意事

己上

天正十五年六月十九日

此の命令の發せらるゝや、コエリヨは大に驚き、秀吉の左右にある切支丹大名にすがつて、百方秀吉の怒りを緩和し、解禁の恩典に浴せんを努めたけれども、その効がなかつたので、便船なきを理由として六ヶ月間の猶豫を願出で、遂にそれだけは許された。

是時秀吉は使を長崎に遣はし、伴天連等の知行したる長崎、茂木、浦上の三ヶ所を沒收せんしたが大村、有馬の二氏が大に極力辯解して之に抗議したので、そのこゝは一時沙汰止みとなつた。ルイス・フロイスは千五百八十九年（天正十七年）二月二十四日附、加津佐發の書簡中に、當時の事情を左の如く述べてゐる。

今我等に對しこの迫害起るや、關白殿は直にこの三ヶ所（長崎、茂木、浦上をいふ）を占領する爲め人を派遣した。

有馬及び大村の領主（伴天連等の報告書によれば、長崎に茂木は大村氏の寄贈に係り、浦上は有馬氏の寄贈にかゝる

ものであつた)は、この財産を没收せんが爲めに來りたる人々に對し、この地は我等の世襲財産なり、故にその領内に居住せる伴天連等に、そが使用權を讓與したるは事實なるも、關白殿が既に彼等を放逐せられたる以上は、領土權は勿論使用權も亦我等の有なりと主張したので、彼の人々は當時稍制限ある命令を受けてゐたこと、て、その理に服したるは昨年報告した通であつた。

かくて伴天連等は、長崎に於ける政治上の權利を全然奪はれたれども、長崎の地が猶は大村家の有しして残つたので彼等は多大なる利便を得たのであつた。

是時コエリヨは、宣教師會議を平戸に開いて、善後策を議し

自今教會堂を閉ちて公然宗務をこらざるは勿論、苟も秀吉の怒を挑發するの恐ある言行は、一切之を爲すことを避け、且つ秀吉の思想を變化せしめ給はんことを、熱心に祈願すべし

と決議した。かくて伴天連等は有馬、大村、毛利(秀包)大友等の如き切支丹大名の領内に潜伏して、竊に傳道に従事し徐ろに時の到るを俟つことになつた。

去りながら宣教師等の熱烈なる祈禱も、コエリヨの熱心なる解禁運動も、兩つながらその効を奏せず、六ヶ月の猶豫期限もいつしか経過したので、宣教師等は更に有馬領内に集會して善後策を議し、殉教の決心を以て何時までも本邦内に留り、陰に陽に極力信徒等を庇護するの件を議決したが、猶も秀吉の怒を挑發せざらんが爲めに、皆法服を脱して各地に潜伏し、傳道も自立たざるやう、成るべく秘密裡に之を行はんことを申合せた。そして秀吉に對しては、本年は商船に荷物多くして、多數の教師を送還することに能はざるを以て、若干人を退去せしめ、全部の送還は之を來年に延期するの旨を得ざるに至つた旨を届出でた。併しその若干人を稱するも實は僅に三名であつて、しかも皆司祭の資格を得んが爲めに、觸港に渡航するものであつた。その後には一人の退去する者なく、また何等の届出もななかつたやうである。

かくて秀吉の退去命令は、有耶無耶の内に擧り去られて、履行せらるゝに至らなかつた。併し秀吉の目的は、大抵達せ

られたのであつた。秀吉の目的とする所は、伴天連等の横暴を懲らすにあつた。換言すれば秀吉のあの嚴命は、伴天連等が長崎の住民に強ふるに切支丹宗門を以てするのみならず、その地の神社佛閣を打破つたことを怒つて、之を禁せんが爲めに發せられたもので、決して基督教そのものを邪法と認め、之を嚴禁せんが爲めではなかつた。現に該命令書の末項には「自今以後佛法の妨をなさざる輩は、商人はいふに及ばず、何人にも切支丹國より往還苦からず」と明記して、佛敎の妨害を爲さざるに於ては、伴天連と雖も渡來差支なき旨を暗示してゐる。

されば伴天連等は、依然として本邦に留つたけれども、彼等は法服を脱して俗人の裝を爲し、且つ公然宗教を執行するが如きことを避けて、表面には偏に謹慎の意を表し、佛法に對しても表面的には、何等妨害を加へなかつたので、秀吉は二三の教會を破却せしめた以外、何等の制裁をも伴天連等に加へなかつた。

けれども長崎は對外通商の要港であるから、依然として之を切支丹大名たる、大村氏に任せ置くことを不安せしにや天正十六年に至り之を沒收して直領と爲し、同年四月二日今の鍋島侯爵家の姪祖たる、鍋島飛騨守信生（後直茂と改名）に長崎代官を命じ、一切の政務に當らしめた。

かくて長崎に於ける政治上の權利は、總て伴天連の手を去つて鍋島氏の掌中に歸し、從來朝夕切支丹たちが出入して、繁昌を極めつ、あつた長崎の各教會も、悉く閉鎖せられて一人の之を訪ふものなく、又法服をつけた宣教師も、その片影をだも留めぬやうになつたので、一見した所では長崎の切支丹宗門は、秀吉の一令によつて全滅したかの觀があつた。

去りながら壓迫の加はるに従つて信仰の度を増し、はては殉教氣分が横溢するやうになるのは、宗教界の特性であるが長崎の場合もその例外でなかつた。否當時の切支丹等の信仰の熱烈さ來たら、今時の人々の想像にも及ばぬ所であつたから、總ての儀式も内密に行はれ、朝夕の祈禱は更に熱烈を加へた。

かゝる所に天正十八年（一五九〇年）七月には、去る天正十年に長崎を出帆して渡歐の途に上つた、伊東瀧所以下の九州三侯使節一行が、その使命を完ふして歸朝した。そしてこの一行と共に、伴天連アレキサンドロ・ヴァリニヤーニが、

ゴアにおけるポルトガル總督の使者として、數十人の宣教師を伴つて來朝した。かくて數十人の法装いかめしき耶蘇會の宣教師等が、足掛九年の歲月を海外に費しローマの法皇朝や、スペインの王室なきを始め、到る處で非常なる優遇を受けて衷心より歐洲文化に心酔せる伊東滿所以下の青年使節と共に、長崎に渡來し、歐洲における宗教界の盛況を吹聴したので、長崎人の信仰は更に一層の堅きを加へた。

右の一行は事情あつて殆ど半歳の間長崎に留り、自由に長崎の切支丹等の來訪を受けて、非常な感動を與へたのであつたが、その年の暮には上洛の途に就き、翌天正十九年閏正月八日、秀吉に聚樂の亭に謁し、ゴア總督の書翰を捧呈した。それから秀吉の返信の成るまで、國內何れの地に滞在するも差支なしとの許可を得たのでザアリニヤニは九州三侯使節の一行と共に平戸、有馬、大村、豊後等の各地を歴訪して羅馬法皇の勅命を傳へ、その贈物を呈したが、右了つて再び長崎に歸り來つた。一行が各地旅行の際、非常な感化を切支丹たちに與へたことはいふまでもない所であるが、特に長崎には長く滞在し、且文祿元年（一六〇二）ザアリニヤニ退去の際には、秀吉の命令によつて、隨員中十人の宣教師を法服のまゝ、人質として長崎に留まらしめたので、長崎に於ける彼等の感化力は、特に偉大なるものがあつた。

四、西班牙使節の渡來

ザリニヤニの歸國を前後して、ドミニカン會の伴天連ジエアン・コボス等の一行が、西班牙領比律賓太守の使節として來朝した。此一行の渡來は秀吉が同太守に入貢を促がした結果であつたが、一行は鹿兒島上陸の際サリスてふ西班牙商人から、長崎に於てポルトガル商人等が西班牙商人の貿易を妨害し、且つ耶蘇會の宣教師等と結託して横暴なる舉動を爲しつゝ、ありきの訴を聞き、秀吉の名護屋に謁するに及び、盛にポルトガル商人の横暴振り、耶蘇會宣教師等の秀吉の禁令を無視しつゝ、ある有様を述べて、秀吉の心を動かさんを試みた。かくて西班牙所屬の教團、ポルトガル所屬の教團との間の暗闘が開始されたが、この暗闘はその後益々烈しく、慶長十九年大追放の瞬間まで繼續せられ、互に他派の短所

ミ缺陷ミを事實以上に世間に暴露して、切支丹全體に大なる禍害を興へたのであつた。

文祿二年（一五九三年）にはフランシスカン會の伴天連ベテロ・パブチスタ等の一行が、比律賓太守からの第二回の使節として渡來した。一行の名護屋に秀吉ミ謁するや、秀吉の要求が豫期以上に重大であつたので、彼等は船長をして歸國の上請訓せしめ、その返報に接するまで、人質となつて日本に留らんことを乞つて許された。それから一行は秀吉のすゝめに従つて京都に赴いたが、彼等は驚くべき克己心を以て戒律を嚴守し、日夜修法を怠らなかつたので、忽にして衆人賞讃の標的となり、秀吉を始め多くの名門勢家から異常な尊敬を受けた。既にして秀吉も亦京都に歸つたが、右一行の克己的行動を見て嘆賞に堪へず、請はるゝまゝに之に與ふるに、會堂建設に要する土地ミ若干の喜捨金ミを以てした。それから之に倣うて寄附する者多く、文祿三年八月一日には會堂も遂に落成して、その獻堂式が擧げられた。恰もその月は呂宋から、一人の伴天連ミ二人のイルマンミが來着して、布教を助くることになつたので、同年十月四日の聖フランシスコの祝日には開院式を擧げ、マニラから贈り來りたる大釣鐘を打鳴らして、公然説教を試むるに至り、幾干もなくして一萬人の歸依者を得て、之に洗禮を授けた。

長崎の切支丹等は内々では説教を聞いて各種の式も行はぬてはなかつたけれども、公然之を行ふことは差控へて居たが京都の情報を耳にするに及び、我々も公然説教を聞き、公然洗禮を受けんミ勇み立ち、新に洗禮を受けんミ乞ふものが數十人の多きに達し、文祿三年の基督降誕祝には、歐洲の信者も及ばぬ程の熱烈さを以て盛大なる式を擧げ、長崎の外七ヶ所に於て彌撒の式を擧げ、奉行（秀吉は文祿元年に鍋島氏の長崎代官を罷め、新に奉行を置いたのであつた）も七日の間は彌撒を拜することを公許し、切支丹たちは自宅に於て通夜祈念するの外、男はミゼリコルヂヤに、女は廣大な民家に集り、晝夜交代を以て四十時間の祈禱を爲し、各自熱烈なる信仰のほさを公然ミ世に發表した。

長崎奉行寺澤志摩守が秀吉に上申して、長崎へ渡來するポルトガル人は多くは浮浪無賴の徒にして、宣教師ならては何人も之を鎮撫するに出来ぬのであるから、ポルトガル貿易を禁止せざる限りは、宣教師を長崎に滞在せしめ、會堂を

開きて宗務をこらしむの外なしと述べて、十人の宣教師を長崎に置く、こゝを許され、且つ奉行自身もまた竊に洗禮を受け、ヘルドレルが記述してゐるのはこの頃のことであつた。既にしてフランシスカン會は長崎にも布教を開始したが、文祿四年（一五九五年）には同會の伴天連ベテロ・バプチスタが自ら長崎に來り、郊外閑靜の地を選びて癩病院を建て、親しく同病院内に起居して、懇切に患者を勞はりつゝ、熱心に布教に力めたので、之に歸依する者が甚だ多かつた。ベテロ・バプチスタはかくして一年の月日を長崎に費したる後、後事を他の宣教師に託して京都に還つた。

右の如く我國の基督教は再び復活し、切支舟の數は驚くべき率を以て増加しつゝ、あつたが、慶長元年（一五九六年）に至り、土佐に漂着した西班牙船サン・フェリへ號船長の不用意なる放言が因になつて、再び秀吉の鐵槌が切支舟の頭上に加へらるゝことになつた。

五、二十六聖徒の處刑

慶長元年九月二十七日（一五九六年十一月十八日）、土佐國浦戸港の沖合に一艘の黒船が漂着した。國王長曾我部元親は取調の結果、同船は比律賓から新西班牙、即ち今のメキシコへ航行の途中、暴風の爲め漂着した西班牙船サン・フェリへ號なるを知り、之を大阪奉行増田長盛に申告した。然るに如何なる理由ありしにや、秀吉は長盛をして悉く船中の貨物を沒收せしめた。その頃比律賓で出來た「サン・フェリへ號沒收始末書」を題する書には、この沒收事件の發頭人は、耶穌會の宣教師ミポルトガル商人ミであつて、彼等が秀吉に該船は漂着したと稱するも、實は日本人の謀叛を煽動せんが爲めに來りたる者なりと誣訴して、秀吉を激怒せしめた結果であつたとしてあるといふことである。このことに就ては未だ傍證を得ないけれども

(一) 是時既に西班牙派の教團たるドミニカン會フランシスカン會など、ポルトガル派の教團たる耶穌會との間に忌はしき暗闘があつた、云々。

(二) 西班牙商人ミポルトガル商人ミは猛烈なる競争の最中であつた。

(三) 慶長五年に初めて和蘭船が渡來した時、耶蘇會の宣教師やポルトガル商人等が、和蘭人は海賊にして正當なる貿易を營む者にあらざれば、速に船員全部を死刑に處して後難を斷つにあらざれば、他日必ず臍をかむも及ばざるの悔あらん。家康に讒訴して、新來の蘭人を全部殺さしめん。試みた。

なごから推測すれば、サン・フェリペ號没收始末書の記事も、必しも一笑に附し去るべきものではないやうである。

それは兎に角、サン・フェリペ號の船長デ・ランダは、貨物の没收に遭うて憤慨に堪へず、世界地圖を長盛に示して西班牙國の領土の大なるを誇りたる後、かゝる大國を領する皇帝の臣民に對して、斯の如き侮辱を加ふる以上は、秀吉たるもの他日必ず不測の禍あることを覺悟せざるべからず。故言した。そして長盛が西班牙王は如何なる方法を以て、かゝる廣大なる領土を獲得したかとの問を發するに及び、デ・ランダは不用意にも、我が皇帝は必ず先づ宣教師を遣はして土人を教化せしめ、土人が多く切支丹なるを待ちて軍隊を派遣して之を征す、故に攻めて取らざるなく征して徒はざるなし。これその大を致せる所以なり。と答へた。

長盛が右の始末を秀吉に復命するや、秀吉は西班牙王が宗教を以て國土侵略の具となすを惡み、かゝる不埒なる傳道者を我が國內に留らしむべからず。爲し、命じて京阪地方にある宣教師等の居宅を監視せしむると同時に、宣教師及び重なる教徒の名簿を作りて、その檢舉に便せしめた。時に慶長元年十月廿日(一五九六年十二月九日)であつた。

かくて宣教師等は其所屬教團の何たるを問はず、皆將に檢舉せられん。したが、秀吉に近侍せる切支丹大名等が大に辯疏に力め、耶蘇會の宣教師等は去る天正十五年の命令以來、皆法服を脱し謹慎して殿下の命を遵奉しつゝ、あれば、之を罪するの理由なかるべし。と論じて、秀吉の怒を緩和したので、間もなく宣教師の捕縛は、西班牙より來りたる一派に屬するものに限るべし。との命令が發せられた。

かくてフランシスカン會所屬の伴天連ベテロ・パプチスタ以下二十四人は、捕へられて京都一條の獄に投ぜられ京都、

大阪、堺等の各地を引廻しの上、長崎に於て磔刑に處せらるゝことになつた。是頃切支丹等は、基督の教を信奉するのみにては、死後は一旦煉獄に行き裁きの日の來るを待たねばならぬけれども、殉教者となつて死すれば、直に天國に生れ無上の幸福を享くるものなりと教へられてゐたので、教の爲めに死刑に處せらるゝことは、當時の切支丹等の寧ろ光榮として衷心より希望する所であつた。況んや主基督と等しく磔刑の恩典に浴するをやであつた。されば右の二十四人は、長崎に於て磔刑に處せらるゝ、この宣言を聞いて大に喜び、護送の途中でも皆隨喜の涙に咽びつゝ、身の光榮を喜び、且つ之を口にしたので、之を見て羨望の情に堪へざりしものも多かつたが二人は遂に途中から切に乞つて教囚の中に加はつた。かくて一行は二十六人となつたが、博多の邊からは教囚の歩調が非常に早くなつたので、長崎奉行は怪んでその理由を尋ねしに、主基督と同等なる十字架にかけられ、天國に往生して無上の幸福を享くるの時が、最早目前に迫りつゝ、あることを思へば、足の進むを覺えざる次第なりと答へたといふことである。

此二十六人の教囚は途中恙なく長崎に着し、慶長元年十二月十九日即ち西曆紀元千五百九十七年二月五日、長崎の西坂に於て磔刑に處せられたが、後羅馬法皇から聖人の尊號を贈られ、二月五日を以てその祭日と定められた。

右の處刑あつて以來、切支丹宗門に對する取締は稍嚴重となり、慶長三年には天草邊の神學校まで閉鎖を命ぜられたけれども、これ等の教師は大抵長崎に集つたので、長崎の切支丹の信仰は更に一層の緊張味を加へた。

慶長三年八月秀吉薨じ、天下の政權は漸次徳川家康の手に移つたのであつたが、家康は大に對外貿易を獎勵し、外教に對しては非常に寛大な處置をまつたので、長崎に於ける基督教の勢はその後益々旺盛となり、耶穌會の學林なども市内に出來て大に布教に力め、慶長六年頃からは耶穌會の印刷物も長崎で出版さるゝやうになつた。

六、家康の禁制

家康は始め切支丹に對して甚だ寛大であつたが、漸次その弊害を認むるやうになつたので、慶長十七年三月廿一日初め

て禁制の決意を發表して、先づ旗下の土の之を信奉する_レことを禁じ、同十八年十二月に至り遂に全國に切支丹禁制の大布告を發表し、諸大名に命じて教徒を禁壓し、宣教師及び重なる教徒を長崎に護送せしめた。この大布告に列擧した禁制の理由は左の三項であつた。

- 一、切支丹宗門は邪法を以て人民を迷はし、國土を奪はん_レとするものなる_レこと。
- 二、切支丹宗門は我國の國教もいふべき神道及び佛道を誹謗し、絶對的に之を排斥する_レこと。
- 三、切支丹宗門は善惡を顛倒し、却つて罪人を崇拜するものなる_レこと。

第一項の人民を迷はし國土を奪はん_レとするものなり_レの疑を、我が當路者に起さしめたのは、その由來する所が甚だ久しかつた。耶穌會の長崎占領_レ、西班牙船サン・フェリペ號船長の放言_レは、先づ心ある者をして切支丹宗門宣傳の眞意に疑惑の眼を注がしめたが、伴天連荒木トマスが西班牙から歸朝して、在歐中西班牙國は我が國土の侵略に野心ある_レことを發見したり_レ公言した_レことは、此疑惑に裏書する_レことになつた。そして西宗眞の歐洲視察談や、和蘭國王マリウリテウスの親書_レ、之に對する平戸和蘭商館長スベックスの布告説明などは、家康をして切支丹宗門宣傳の本旨に對して、深甚なる疑惑を起さしめざるを得なかつた。

又實際上からいつても西班牙、葡萄牙の兩國が盛に宣教師を東洋に派遣したのは、千四百九十三年^{明_レ天_レ正}に羅馬法皇アレキサンダー六世が、西班牙國王に與へて葡萄牙國_レの國境を定めた詔勅の内に、西班牙、葡萄牙の兩國はこの境界内に於て新しき土地を發見したる場合には、之を自國の領有_レをなす_レことを得るも、そは「その地に天主教を布教し、且つ教會を建設したる後に限るもの_レす」_レといふ意味の_レことが明記してあつたからであつた。換言すれば右兩國が盛に東洋に宣教師を派遣したのは、領土獲得の權利を得んが爲めであつた。さすれば布教_レ領土_レの間に何等の關係がなかつた_レことは、固より斷言する_レことはざる所である。少くも當時の布教は、純なる精神的傳道のみではなかつた_レことは明かである。従つて當時の傳道は、羅馬の本山からの傳道でなくして葡萄牙、西班牙兩國の國策上の傳道であつたのである。かく考へ來れば

サン・フェリへ號船長の放言も、うっかり事實をそのまゝに自白したのであつたこともいひ得る。

第二項の我國古來の宗教たる神佛二道を誹謗し、絶對的に之を排斥する教なりとの條は、事實が全然その通りであつた。當時の宣教師等は天主教の教ふる所のみを眞理と認め、他の宗旨は皆惡魔の教と考へてゐたので、之を排斥し之を滅絶するに力をめざれば、神に對する罪惡と考へてゐた位であつた。

第三項の善惡を顛倒し罪人を崇拜する教なりとの一項は、實は習慣の相違から起つた誤解であつたらしい。慶長十七年の頃長崎の治郎兵衛といふ者が官の極印なき銀塊を買取つた罪によりて磔刑に處せられたことがあつたが、その時切支丹等は集つて之に禮拜した。これは本人が切支丹であつたから、信仰を同うした人々が集つて、本人の爲めに冥福を祈つたに過ぎなかつたけれども、宗門以外の人々はかゝる心情を解するに由なく、一筋に罪人を崇拜する不埒な教と考へたのであつたらしい。最も當時の切支丹等が刑死者に禮拜したのは、この時に限られたことではなかつた。殊に信仰の爲めに刑死したものに對しては、彼等は熱烈なる敬意を拂ふを常とした。彼等は實に之を禮拜したのみではなかつた。その遺物は血でも肉塊でも乃至は衣服の一片でも、手當り次第に持ち歸つて神聖なる靈寶として之を保存した、之も幕府から見れば惡むべき刑死者であるから、不埒な行動と考へられたに相違ない。

右に述べた大布告に従つて、各地で檢舉せられた教因は、慶長十九年二月の頃から護送せられて續々長崎に到着した。その内には高山右近南坊（元播州明石の城主七萬石）、内藤飛騨守如安（元志州鳥羽の城主一萬七千二百石）、前田家の家臣宇野田久閑（千五百石）、品川石京（一千石）、柴山權兵衛（五百石）などの如き名門の士や、その家族なども多くまじつてゐた。此等の人々の到着に依て、長崎の切支丹等には深刻なるショックが與へられた。彼等は初め百方赦免の運動を試みたが、何の効果もなかつたので、最後の手段として特別の祈禱と非常の告解を行はんが爲めに、大々的の宗教行列を開始した。この行列は四月一日（陽曆五月九日）に始まり、同月二十一日までの間に十日間舉行せられた。毎度數千人の切支丹が、多くはむごたらしき殉教者の裝を爲して、街々を練り廻りつ、各教會を巡訪するのであつた。今伴天連へ

ルナルデノ・デ・アザイラの書留の抜萃に據つて、その一例を示せば大略左の通りであつた。

五月十四日(水曜日)には晝の内に前後七回の宗教行列があつた。その内の或行列は特に格別なもので、公の懺悔をなさんが爲めに参加したものが、數が千人を越えたが、その内には長崎で地位あり名望ある信者も少からず混つてゐた。代官村山等安の内室ジュタンは素足にて行列に加はり、大きな十字架を携へ、頭には茨の冠を戴き、兩手を荒縄にて後ろに縛つてゐたが、その子息五人、娘二人も母親と同じ扮装で行列に参加した。

この行列はサン・ジュアン・バプチスタ寺(今の本蓮寺)から出で、先づサンタマリヤ寺(長崎圖書館西隣)を訪問した。行列の先頭には掲示板様の大きな板に、行列を定めた人々の名を記し、その次に「私達は極めて弱く且つ罪深き者であるから、この罪を贖はん爲め神様のガラシア(恩寵)を願ひ、またこのガラシアによりて信仰をすてず、神さまの御恵によりて固く守る者也」と認めたものを推し立て、次に大十字架に白布を蓋ふたものが進んだが、夫れに附着せる赤い血潮が際立つて觀者の視線をひいた。その次には救世主の聖像が現はれた、そして多くの少年少女達が、さよさよの連歌を唱へながら之につゞいた。

この行列は再びサンタマリヤ寺を出でサンタ・クルス墓地(長崎圖書館の前なる爐粕町にあつた)に至り、それからサント・ドミンゴ寺(今の勝山小學校所在地)を過ぎて、サン・フランシスコ寺(櫻町にあつた)の門前を通過し、ミゼリコルデア(今の本博多町天満宮境内及びその附近にあつた)の前に至り、夫より一直線に耶穌會(今の長崎縣廳附近)に至り、更にサン・アウグスチン寺(本古川町)へ行きサン・アントニオ寺(本大工町)からサン・ベトロ寺(今町?)へ廻り終りにサン・ジュカン・バプチスタ寺に還つた。

其の夜も亦行列があつた。是日數度の行列に参加した切支丹の總數は一萬を超過し、皆公の懺悔の爲めに嚴酷に自己の身體を苦めた。その内には自ら刀をミつてその服を刺し、兩手を棒に縛つて己の身體を以て十字架に擬して、行列に加はつたものなきがあつてサント・ドミンゴ寺に着いた時、諄々ミ伴天連から諭されて初めてその餘りに極端に走

り、神より授けられた身體を傷けたこゝの過を悟つたものもあつた。この切支丹三四名の他の切支丹は、責身度を通した爲めにその翌日天國へ旅立ちした。

右の如く毎日悲狀を極めた行列が町々を練り歩いたので、奉行所の役員は大に不穩の感を起し、之を江戸在勤中の奉行長谷川左兵衛に報告した。奉行はこの情報に接して、一日も早く伴天連等を海外に追放するの必要を認め、奉行所の役員に命じて屢次出帆を迫らしめた。併しながらその出帆が日一日遅延したので、山口駿河守友直は家康の上使として長崎に出張し、速にその出帆せんことを督促した。

かくて三艘のジャンク船が艤装せられ、慶長十九年（一六一四年）九月二十四日教四一同を之に乗せて長崎を出帆せしめた。その内一艘はマニラに向ひ、二艘は媽港（澳門）に向つたのであつた。しかしその内若干名は長崎港口を距る遠からぬ所で、豫て用意してあつた小船に乗移つて内地に引返し、その他の人々も名門の士を除くその外は、大抵一旦目的地に着いてから商人や水夫なきにばけて再び渡來した。加之殉教の決心でその後新に渡來して來た宣教師もまた決して少くなかつた。

七、秀忠の禁制

前節に述べた様に慶長十九年の大追放後殉教の決心を以て入國する宣教師が甚だ多かつたので、二代將軍秀忠の時代には、日本在留の宣教師の數は家康時代よりも却つて多いほゞであつたといふことである。そして耶穌會の宣教師等は互に輕擧を戒め、夜間人定つて後竊に宗務を行ふを例としたけれども、フランシスカン會、ドミニカン會、オウガスチン會の如き西班牙派の教團に屬する宣教師等は、不謹慎にも白晝公然宗教を行つて憚らざりしを以て、そのこゝ何時しか江戸に聞え遂に將軍秀忠の激怒を挑發した。

是に於て元和二年（一六一七年）十月、二代將軍秀忠は重ねて切支丹宗門を禁制し、（一）宣教師を止宿せしめた者、

(二) 切支丹宗門のために集會したもの、(三) 信者の徽章を帯びる者、又は聖像を飾るものは、皆極刑に處すべき旨を令達した。そして翌元和三年正月大村純頼(純秀の孫)の登城するや、秀忠はその切支丹に對する取締の寛濛を責め、速に宣教師を海外に放逐すべしと命じた。依て純頼は宣教師等に退去を命じたけれども、従はなかつたので二人の宣教師を死刑に處せしに、ドミニカン會所屬の二人の宣教師は之を聞いて、純頼が曾て受洗した身でありながら此舉に出でたるを怒り、その背信を責めんとて元和三年五月二十五日その潜伏所を出て、大村に向ひ、行々説教を試みて教徒を激励し、且つ書を純頼に送つてその悔改を迫つたので、純頼は怒つて之を殺した。そこで長崎附近の切支丹は憤然として蹶起し、一時紛擾を極めた。併し長崎奉行が巨魁十七、八人を死刑に處し、他は措いて問はんのだのでいつしか事は平穩に歸した。

同年即ち元和三年にまたドミンゴ・ジョルジュ事件といふのが起つた。長崎志に據れば、和蘭船が洋中で捕獲して平戸に曳き來つた泉州堺の常陳(本名をドミンゴ・ジョルジュといふポルトガル人であるが、日本人を娶つて常陳と稱した)の船中に、ポルトガル語の數通の手紙があつたので、平戸通詞森助右衛門に命じて和解せしめしに「日本が過半切支丹をならば通知次第澤山の軍船を差向くべし」といふ意味のことが、認めてあつたといふことである。

その後宣教師の入國が絶えぬので幕府は警戒を怠らなかつたが、元和六年七月七日一蘭船は、英船が台灣沖で獲捕した日本船を曳いて平戸に入津した。その船長は平山といふ者で、船中に俗人に假裝した二人の宣教師が居たが、その内一人はベトロズニガといひ、第六代の新西班牙總督ウイラマンリガ侯の子でオウガスチン會の伴天連であつたが、彼は日本切支丹の懇請に應じて伴天連ルイ・フロレスを伴ひ、來朝の途中にあつたのであつた。この時ズニガは西班牙士の庶子であつて、日本征服軍の先驅として派遣せられたものであるといふ風説が専ら行はれたので、幕府は大に警戒する所があつた。

この頃又攝斐半右衛門といふ者が歸朝して、歐洲の狀況を復命した。彼は元和の始秀忠の命を奉じ、視察の爲め歐洲に渡航したものであつたが、彼の地は恰も三十年戦争の最中であつたから、彼は親しく宗教戦争の慘狀を目撃して、宗教の

國政に及ぼせる大弊害を痛感し、審に實狀を對する意見書を復命したので、秀忠は三日三夜に互り寢食を忘れて之に耳を傾けた。

右の如き事件が相次いで起つたので、温厚なる秀忠も遂に國家の獨立を永遠に保持する爲めには、如何なる犠牲を拂ふことも切支丹宗門を根滅せざるべからずとの、一大決心をなすに至つた。

是において秀忠は元和八年七月十三日、先づ命じてペトロ・ベニカ及びルイ・フロレスの二伴天連を、船長平山を火刑に處し、その後三週間を経て、先に述べた常陳の船で渡來した三傳へらる、伴天連カルロスピノラを始め、久しく長崎の獄に大村の獄に繋がれてゐた伴天連、その他の教囚合計五十五名を長崎の西坂で死刑に處した。この五十五人の内三十人は斬罪であつたが、残りの二十五人は火刑であつた。

こゝに一寸一言して置きたいことは、何故に切支丹教囚に對しては、特にその刑罰が殘忍を極めたかといふことである。日本の昔の刑法は支那の刑法に據つたのであるから、種々殘酷な刑名が掲げられてゐる。併しその實際は磔刑などが極刑で、しかも名は同じでも歐洲の磔刑なことは異つて、手掌を金釘で打付けるなどいふことはなかつた。併るに切支丹を極刑した場合に限つて、火刑なども普通に行はれた如く薪の上に載せて直に之を焼き殺すでなく、薪の傍に立たしめ徐徐に之を蒸し殺すといふ如き、殘忍聞くにも堪へざる刑罰が行はれた。之は何故であつたかといふに、二十六聖徒の處刑の條でも述べた如く、當時の切支丹は救の爲めに死するこゝを無上の光榮としたので、磔刑位の刑に止めては、死刑の宣告が却つて切支丹を獎勵するが如き結果となつたから、心ならずも殘忍なる刑罰を用ひ、切支丹に脅威を與へんことを試みたのであつた。併しそれも失敗に歸したので、後には死刑に處するこゝを停止し、倒懸の如き非常なる苦痛を被刑者に與へて、而もその生命を奪はざる刑を用ふるやうになつた。

之を要するに徳川幕府が切支丹の禁制に全力を用ひたのは、國家の獨立を保持せんとするには、必要已むを得ざるものと認められたからであつて、決して他の國々で行はれた如く所謂示旨敵の爲めではなかつた。そして切支丹に對して特に殘忍

なる刑を用ひたのも、軍なる死刑といふことは當時の切支丹には何等の脅威ならずして、却つて一種の獎勵になつたら、已を得ず我が國民性に反對せる殘忍な刑罰を用ひたのであつた。

八、鎖 國

二代將軍秀忠は既に宣教師の入國を禁ずるに同時に、極刑を以て切支丹に臨み、以て切支丹宗門根滅の目的を達せんことを試みた。けれども遂に失敗に終つた。この失敗を経験した三代將軍家光は、伴天連の入國を不可能ならしめ、切支丹の根滅を期せんとするには、漸次通商區域を縮小するの已を得ざるを覺知した。依て寛永元年（一六二四年）先づ西班牙國の通商を禁じた。その頃ポルトガル國は布教の通商上に妨害を與へんことを慮つて、伴天連の日本渡航を禁じたけれども、西班牙は依然として之に干渉を加へざりしが爲めに、伴天連の入國するものは大抵呂宋からであつたからであつた。

そして家光は寛永三年（一六二六年）から、思ひ切つて長崎の切支丹に痛烈なる迫害を加へ、同六年七月十五日には、長崎の切支丹總て釋教に歸したりこの報告を受取る事が出來た。併し長崎はポルトガル貿易の本場であつたので、しかも永祿十年（一五六七年）以來六十餘年の間、ポルトガル人が市内に雜居し、姻籍の關係を結べる者も多かつたので、ポルトガル人を隔離せざる限りは、長崎において直に切支丹を根滅せんことは、實際不可能なことであつた。

是において徳川幕府はポルトガル人隔離の政策を定め、寛永十一年長崎の町人二十五人に命じて、江戸町の海岸に一小島を築かした。之が即ち出島であるが、同十三年には工事が成つたので、ポルトガル商人を此處に移し、ポルトガル人の混血兒二百八十七人を鳩港（今の澳門）に放逐した。それは海外で日本人を教育して宣教師をなし、日本の布教に従事せしめつゝあつたからである。そして朱印船貿易の禁止によりて、長崎の貿易が非常に衰ふべきは明白であつたから、寛永二年には唐船の入津を長崎一港に限り、幾分なりともその衰亡を緩和せんことを試みた。

かくて寛永十三年以來外國船の入津は平戸、長崎の二港に限られたのであつたが、翌十四年には天草島原に於ける切支

丹の反亂があつて、幕府は苦い經驗を嘗めたので、翌寛永十五年島原の亂の平定の後、幕府は天主教國たる葡萄牙の通商を嚴禁するを以つて得策と認め、翌十六年葡萄牙船の渡來するや、之にカレウタ御仕置の書付を交付して斷然その通商を禁じ、同十八年には平戸の和蘭商館を長崎の出島に移した。かくして長崎は我國に於ける唯一の對外關門となつた。

以上述べ來つたる所を約言すれば、長崎は切支丹によりて發見せられ、切支丹によりて對外要港となり、終には切支丹を禁制せんが爲めに我國に於ける唯一の開港場となり、江戸長崎と並稱せらるゝ程の繁榮を極め、以て幕末に及んだのである。(完)

(本篇は筆者永田氏が、講演會當日の二十一日口述を得ぬ差支へのため缺席講演を果されなかつたので、特に原稿として送されたものです。) 編者

昭和四年十一月十五日印刷
昭和四年十一月二十日發行

開國文化（定價二圓）

複製を許さず

著作兼發行
兼印刷人

大 道 弘 雄

大阪市北區中之島三丁目三番
地株式會社朝日新聞社

大阪市北區中之島三丁目三番
地株式會社朝日新聞社

印刷所

大阪朝日新聞發行所

發行所

大阪市北區中之島三丁目三番地

株式會社 朝日新聞社